

行方市公告第 77 号

行方市観光 P R 看板設置工事公募型プロポーザル実施要領を別紙のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 24 日

行方市長 高 須 敏 美

令和8年度行方市観光PR看板設置工事に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本事業は、令和8年度中に予定している東関東自動車道水戸線の開通により、首都圏、北関東及び空港へのアクセスがこれまで以上に向上し、行方市への来訪者の増加が見込まれることから、観光客の満足を得られる観光資源や風景・風土、文化等と観光客の受け入れ環境を整備するため、市内に設置される行方IC及び潮来行方IC出口付近に、観光PR案内看板を設置するものである。

この要領は、観光PR看板設置事業者の選定・決定に当たり、設置事業における優れた企画提案を求め、各事業者の提案内容を総合的に評価し、最も適した事業者を決定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めるものである。

2 工事概要

(1) 工事名

令和8年度行方市観光PR看板設置工事

(2) 工事内容

別紙「令和8年度行方市観光PR看板設置工事仕様書」のとおり

(3) 工期

契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

(4) 提案上限額

7,755,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 実施スケジュール

項目	日程
公募開始	令和8年7月24日(金)
質問の受付期間	令和8年7月31日(金) 午後5時まで
質問に対する回答	令和8年8月5日(水)まで
参加表明書の受付期間	令和8年8月7日(金) 午後5時まで
確認通知書の送付	令和8年8月10日(月)
企画提案書の受付期間	令和8年8月17日(月) 午後5時まで
審査会(プレゼンテーション)	令和8年8月21日(金)
審査結果通知	令和8年8月下旬
契約締結	令和8年9月上旬

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものでな

ければならない。

- (1) 茨城県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告から契約締結日まで国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立をしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立をしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

5 質疑・回答

(1) 提出方法

ア 別紙「プロポーザル質問書(様式第1号)」を使用し、電子メールにて質問すること。電子メール以外での方法で提出された質問に対しては回答しない。また、電子メール送信後に、担当者へ受信確認の電話連絡を行うこと。

イ 送付する際の件名を「【質問】行方市観光PR看板設置工事(事業者名)」とすること。

(2) 提出期限

令和8年7月31日(金) 午後5時まで(必着)

(3) 提出先

「13 提出・問合せ先」参照

(4) 回答日

令和8年8月5日(水)まで

(5) 回答方法

全ての質問を取りまとめた上で、市ホームページに掲載する。

6 参加申込の手続き

(1) 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、土・日・祝祭日を除く午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

(2) 提出期限

令和8年8月7日(金) 午後5時まで

(3) 提出先

「13 提出・問合せ先」参照

(4) 提出書類

次の書類を各1部提出すること。

提出書類	注意事項
参加表明書(様式第2号)	
会社概要(様式第3号)	パンフレット等の会社概要が分かるものを添付する。
業務実績(様式第4号)	過去に本業務と同種又は類似の業務を実施した実績と成果について記載する。

7 参加資格確認

上記6(4)で提出された書類を基に参加資格の確認を行い、令和8年8月10日(月)に電子メールにて全ての企画提案者に結果を通知する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、土・日・祝祭日を除く午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

(2) 提出期限

令和8年8月17日(月) 午後5時まで

(3) 提出先

「13 提出・問合せ先」参照

(4) 提出書類

次の書類を6部(正本1部・副本5部)提出すること。副本は、団体名の表記を黒塗り又は削除すること。

提出書類	注意事項
企画提案書提出届(様式第5号)	
企画提案書(任意様式) *A4サイズ	看板の規格、構造、デザイン等について、イラストや写真、図表等を用いてわかりやすく記載すること。また、設置方法も記載すること。
工程表(任意様式)	全体のスケジュール及びその進行管理方法を詳細に記載すること。
実施体制図(任意様式) *A4サイズ	実施体制図及び本業務の責任者についての職務経歴を作成すること。
見積書(任意様式)	業務ごとの積算内訳について記載すること。金

	額の記載は、消費税及び地方消費税を除いた額とすること。
--	-----------------------------

9 審査

企画提案書及びプレゼンテーションの審査は、「行方市観光PR看板設置工事プロポーザル審査委員会」（以下、「委員会」という。）において、以下のとおり実施する。

(1) 実施日

令和8年8月21日(金) *時間は別途指定

(2) 実施場所

行方市役所北浦庁舎 2階 第1会議室

(3) 審査方法

ア プレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

イ プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は10分以内とする。

ウ プレゼンテーションへの参加人数は、3名以内とする。

エ プレゼンテーション審査は非公開とする。

オ プレゼンテーションの際、追加資料の提示は認めない。

カ 委員会の各委員が審査基準に従って評価した点数を集計後、評価点の6割以上を得た参加者を合格とし、最高点を得た者を契約候補者とする。なお、最高点を得た者が複数いる場合は、審査委員の合議により順位を決定する。

(4) 審査基準

以下の示す項目について、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価事項
実施方針	業務内容、課題などを理解した提案となっているか。
業務遂行能力	無理のないスケジュール・作業フロー及び円滑な実施体制となっているか。
提案内容	デザインは、市の特性を把握し、宣伝するようなデザインとなっているか。 配色及び景観を考慮しつつ、目につきやすいものとなっているか。
見積価格	提案内容に対する見積価格の妥当性
過去の実績	同種又は類似の業務処理の経験
独自提案	独自の視点、工夫があり、話題となるような着想があるか。

10 審査結果

プレゼンテーション審査を受けた全ての企画提案者に電子メールにて令和8年8月下旬

頃に通知する。なお、審査の経緯及び内容に関しての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

11 契約に関する事項

- (1) 候補者選定後は、行方市財務規則(平成17年行方市規則第35号)に定める随意契約の手続きにより、改めて見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認した上で契約を締結する。
- (2) 失格又はその他の理由により契約候補者との契約が不可能となった場合は、候補者選定審査において、次点となった者と協議を行う。

12 その他留意事項

- (1) デザイン及び掲載内容については、委託者との協議により決定するため、企画提案による記載内容及びデザインは変更する場合がある。
- (2) 企画提案書には、デザイン・形状・寸法・立面（イメージ図）及び設置方法を記載する。
- (3) 製作に必要な一切の経費は、工事請負費に含むものとする。
- (4) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提案者負担とする。
- (5) 提出後における提案書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (6) 提出された全ての提出書類は返却しない。
- (7) 提出された提案書等の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとする。
- (8) 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、施工方法等を使用した結果生じた責任は、参加希望者が負うものとする。
- (9) 提出された資料は、本プロポーザル以外の目的では使用しない。
- (10) 参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は無効とする。
- (11) 提出書類について、行方市情報公開条例(平成17年行方市条例第10号)に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する。(契約候補者決定前において、当該決定に影響を及ぼすおそれがある情報については、決定後の開示とする。)ただし、事業を営む上で、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当する場合は、あらかじめ文書により申し出ること。
- (12) 企画提案者は、必要書類の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。
- (13) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨単位は日本国通貨に限る。

13 提出・問合せ先

〒311-1792 茨城県行方市山田2564-10

行方市役所(北浦庁舎)

経済部 商工観光課 商工観光グループ 担当 菅谷・吉崎

電 話：0291-35-2111

E-mail：name-kanko@city.namegata.lg.jp

(様式第 1 号)

プロポーザル質問書

令和 年 月 日

行方市長 殿

令和 8 年度行方市観光 P R 看板設置工事に係る公募型プロポーザル実施要領に基づき、次のとおり質問いたします。

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____

No.	質問事項
1	
2	
3	

※記入行が不足する場合は、適宜、行を追加して対応すること。

(連絡先)

担当者氏名 _____

電話番号 _____

E - m a i l _____

(様式第2号)

参加表明書

令和 年 月 日

行方市長 殿

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

代 表 者 氏 名 _____

令和8年度行方市観光PR看板設置工事について、公募型プロポーザルの参加を表明します。

なお、書類の記載事項及び当該工事における参加資格者の要件を満たしていることについて、事実と相違がないことを誓約します。

【添付書類】

- ☐ 会社概要（様式第3号）
- ☐ 業務実績（様式第4号）
- ☐ その他、応募事業者が必要と判断した資料等

(連絡先)

担当者氏名 _____

電 話 番 号 _____

E - m a i l _____

(様式第3号)

会社概要

会 社 名	
所 在 地	
代 表 者 名	
設立年月日	
資 本 金	千円
売 上 高	直前決算 年 月 ～ 年 月 千円
従 業 員 数	
事 業 内 容	

※従業員数は、技術職員等従業員の内訳を詳細に記載すること。

※会社の沿革・組織等がわかるパンフレット等を添付すること。

(様式第4号)

業務実績

過去の同種又は類似業務の実績

受注 年度	発注者 (団体名)	業務名	業務内容	契約金額

※適宜行を追加することも可とする。

※発注者の同意が得られない場合は匿名でも可とする。

(様式第5号)

企画提案書提出届

令和 年 月 日

行方市長 殿

所 在 地 _____

会 社 名 _____

代 表 者 名 _____

令和8年度行方市観光PR看板設置工事に係る公募型プロポーザル実施要領に基づき、関係書類を添付して提出いたします。

【関係書類】

- ☐ 企画提案書（任意様式）
- ☐ 工程表（任意様式）
- ☐ 実施体制図（任意様式）
- ☐ 見積書（任意様式）

(連絡先)

担当者氏名 _____

電話番号 _____

E-mail _____

令和８年度行方市観光ＰＲ看板設置工事 仕様書

１ 工事名

令和８年度行方市観光ＰＲ看板設置工事

２ 工事目的

本事業は、令和８年度中に予定している東関東自動車道水戸線の開通により、首都圏、北関東及び空港へのアクセスがこれまで以上に向上し、行方市への来訪者の増加が見込まれることから、観光客の満足を得られる観光資源や風景・風土、文化等と観光客の受け入れ環境を整備するため、市内に設置される行方インターチェンジ及び潮来行方インターチェンジ出口付近に、観光ＰＲ案内看板を設置するものである。

３ 工事期間

契約締結日の翌日から令和９年２月26日まで

４ 工事場所

行方市両宿1236-2付近（行方インターチェンジ出口付近市有地）

行方市石神1630-10付近（潮来行方インターチェンジ出口付近市有地）

５ 工事内容

工事目的及び仕様等に沿った観光ＰＲ看板の提案及び設置工事とする。

（１） 看板の製作

盤面、本体、支柱等を含めた総合的な仕様については、市と協議の上決定する。

ア 製作数 ２基

イ 規格及び品質

（ア） 規格 盤面サイズ 縦200cm×横300cm程度

（イ） 品質 防腐・防錆対策を施すなど、長期間の使用に耐えうるものとする。

ウ デザイン

（ア） 行方市を訪れる観光客が、当市のイメージを視覚的かつ直感的にわかりやすく示すものとする。

（イ） 遠方からでも視認性に優れるものとする。

（ウ） 既存の景観に配慮したものとする。

（２） 看板の設置

ア 設置工事

(ア) 工事準備

工事着工前に工程表を含む施工計画書等を市に提出し、承諾を得るものとする。

(イ) 設置作業

設置作業は、安全対策を十分に行うこととする。

(ウ) 竣工書類の提出

工事終了後、速やかに竣工書類(竣工図、写真)を提出するものとする。

イ 工事に必要な許認可等の手続

交通規制等を行う場合は、関係機関と協議の上、申請等を行うものとする。

(3) その他本工事を実施する上で必要な関連業務

6 その他

- (1) 本工事の実施に当たっては、本仕様書、企画提案書その他関係法令及び通達等を遵守するものとする。
- (2) 本工事を実施するに当たって知り得た情報を他に漏らしてはならない。なお、契約が終了し又は解除された後も同様とする。
- (3) 受注者は、工作物が他社の所有権や著作権を侵害しないものとする。
- (4) 工事により設置した構造物にかかる一切の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は発注者に譲渡するものとし、発注者及び第三者に対し、著作権人格権を行使しないものとする。
- (5) 本工事の中で使用する技術等において、すでに第三者が著作権、所有権を有する場合、必要なすべての権利処理は受注者において行うこととし、その経費は契約金額に含むものとする。
- (6) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (7) 工事完了後に、受注者の帰すべき理由により、工作物に不備等があった場合には、速やかに必要な補修等の措置を行い、これにかかる経費については受注者の負担とする。